

令和 3 年度小樽市予算書

目

一 般 会 計	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業	7
青 果 物 卸 売 市 場 事 業	9
水 産 物 卸 売 市 場 事 業	10
国 民 健 康 保 険 事 業	11
住 宅 事 業	13
介 護 保 険 事 業	15
後 期 高 齡 者 医 療 事 業	17

次

企 業 会 計	
病 院 事 業	19
水 道 事 業	23
下 水 道 事 業	27
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業	31
簡 易 水 道 事 業	33

令和3年度 小樽市 一般会計 予算

令和3年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,236,859千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円
	1 市 民 税	13,501,200
	2 固 定 資 産 税	4,758,800
	3 軽 自 動 車 税	6,581,000
	4 た ば こ 税	195,200
	5 特 別 土 地 保 有 税	859,800
	6 入 湯 税	1,000
7 都 市 計 画 税	20,200	
		1,085,200
2 地 方 譲 与 税		320,001
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	75,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	211,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	16,000
5 特 別 と ん 譲 与 税	18,000	
3 利 子 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金	5,000
4 配 当 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金	24,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	28,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1 法 人 事 業 税 交 付 金	85,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,908,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	35,000
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
10 環 境 性 能 割 交 付 金	1 環 境 性 能 割 交 付 金	16,000
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	395
12 地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金	440,100
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	63,500
		376,600

款	項	金額
13 地 方 交 付 税		千円
	1 地 方 交 付 税	14,539,000
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,000
15 分 担 金 及 び 負 担 金	1 負 担 金	171,043
16 使 用 料 及 び 手 数 料		933,498
	1 使 用 料	562,970
	2 手 数 料	370,528
17 国 庫 支 出 金		11,319,076
	1 国 庫 負 担 助 託 金	10,121,910
	2 国 庫 補 委 託 金	1,165,253
	3 国 庫 補 委 託 金	31,913
18 道 支 出 金		3,701,276
	1 道 負 担 助 託 金	2,996,553
	2 道 補 委 託 金	475,413
	3 道 補 委 託 金	229,310
19 財 産 収 入		52,918
	1 財 産 運 用 収 入	50,084
	2 財 産 売 払 収 入	2,834
20 寄 附 金	1 寄 附 金	305,360
21 繰 入 金		1,286,855
	1 特 別 会 計 繰 入 金	54,239
	2 基 金 繰 入 金	1,232,616
22 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
23 諸 収 入		2,238,135
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	25,000
	2 預 金 利 子	9
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,718,498
	4 雑 収 入	494,628
24 市 債		4,313,000
	1 市 債	4,313,000
歳 入 合 計		56,236,859

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	千円 261,047 261,047
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙調査費 5 監査委員費	2,247,253 1,931,596 72,648 170,888 59,186 9,030 3,905
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 国民生活年金費 4 国民年金施設費	25,006,374 12,343,004 4,998,933 7,441,365 3,847 219,225
4 衛生費	1 保健衛生費 2 保健所費 3 清掃費	4,515,914 2,086,460 547,090 1,882,364
5 労働費	1 労働諸費	51,040 51,040
6 農林水産業費	1 農林業費 2 水産業費	137,611 122,480 15,131
7 商工費	1 商工費	1,967,898 1,967,898
8 土木費	1 土木総務費 2 道路橋りょう費 3 河川計画費 4 都市住宅費 5 港湾費	5,219,144 7,849 2,820,207 40,059 1,195,009 47,294 1,108,726

款	項	金額
9 消費費	1 消費費	千円 418,475 418,475
10 教育費	1 教育総務費 2 小中学校校費 3 中学校学給食費 4 学社校会給体費 5 学社校会給体費 6 学社校会給体費	2,383,155 111,043 862,276 374,848 387,288 507,109 140,591
11 公債費	1 公債費	5,248,668 5,248,668
12 諸支出金	1 特別会計償還金 2 財政調整基金 3 基盤整備基金	298,453 275,442 799 22,212
13 職員給与費	1 職員給与費	8,451,827 8,451,827
14 予備費	1 予備費	30,000 30,000
歳出	合計	56,236,859

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
例規システム整備事業費	令和4年度から 令和8年度まで	千円 12,863
電子計算機等管理費 (事後処理機等賃借料)	令和4年度から 令和8年度まで	13,149
情報化推進事業費 (仮想インターネット環境)	令和4年度	6,169
情報化推進事業費 (無停電電源装置)	令和4年度から 令和10年度まで	18,078
行政情報システム整備事業費 (財務会計、人事給与システム等)	令和4年度から 令和9年度まで	258,161
土地評価システム業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	16,159
バリアフリー等住宅改造資金負担金	令和4年度から 令和18年度まで	851
学校給食センター運営費 (輸送委託料)	令和4年度から 令和7年度まで	275,880

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
除却事業費	96,000	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
新幹線整備事業費	16,800			
鉄道駅整備事業費	34,500			
町内会館等建設助成事業費	14,000			
庁舎等施設整備事業費	106,700			2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。
過疎地域自立促進特別事業費	180,800			
民間保育施設等整備支援事業費	2,300			
社会福祉施設等整備事業費	74,000			3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。
民生施設整備事業費	67,800			
環境衛生施設整備事業費	3,700			
火葬場整備事業費	110,000			4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
出資金債	17,900			
廃棄物処理施設整備事業費	7,700			
勤労女性センター施設整備事業費	7,500			
道路新設改良事業費	619,700			
建設機械整備事業費	17,900			
都市計画事業費	20,200			
港湾事業費	549,900			
消防施設整備事業費	167,800			
義務教育施設整備事業費	286,900			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
社会教育施設整備事業費	131,900			
臨時財政対策債	1,779,000			

令和3年度 小樽市港湾整備事業特別会計予算

令和3年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ434,366千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使用料	344,236 344,236
2 財産収入		5,300
	1 財産運用収入	5,300
3 諸収入		10,930
	1 雑収入	10,930
4 市債		73,900
	1 市債	73,900
歳入合計		434,366

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円
	1 港湾整備事業費	166,429 166,429
2 公債費		213,598
	1 公債費	213,598
3 諸支出金		54,239
	1 繰出金	54,239
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		434,366

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上屋整備事業費	千円 27,200	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、40年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
ふ頭用地整備事業費	3,300			
資本費平準化債	43,400			
				2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。
				3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。
				4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

令和3年度 小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算

令和3年度小樽市の青果物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,565千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 10,582 10,582
2 繰入金	1 一般会計繰入金	19,946 19,946
3 諸収入	1 雑収入	8,037 8,037
歳入合計		38,565

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 37,550 37,550
2 公債費	1 公債費	915 915
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		38,565

令和3年度 小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

令和3年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,210千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 17,002 17,002
2 繰入金	1 一般会計繰入金	7,459 7,459
3 雑収入	1 雑収入	12,749 12,749
歳入合計		37,210

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 36,448 36,448
2 公債費	1 公債費	712 712
3 予備費	1 予備費	50 50
歳出合計		37,210

令和3年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,452,609千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		千円 1,680,369
	1 国民健康保険料	1,680,369
2 道支出金		10,474,081
	1 道補助金	10,474,081
3 財産収入		134
	1 財産運用収入	134
4 繰入金		1,293,005
	1 一般会計繰入金	1,125,580
	2 基金繰入金	167,425
5 諸収入		5,020
	1 延滞金、加算金及び過料	510
	2 雑収入	4,510
歳入合計		13,452,609

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 380,843
	1 総務管理費	380,843
2 保険給付費		10,308,400
	1 療養諸費	10,277,488
	2 出産育児等諸費	30,912
3 国民健康保険事業費納付		2,754,724
	1 国民健康保険事業費納付	2,754,724
4 共同事業拠出金		5
	1 共同事業拠出金	5
5 財政安定化基金拠出金		3
	1 財政安定化基金拠出金	3
6 基金積立金		134
	1 基金積立金	134
7 諸支出金		7,500
	1 償還金及び還付加算金	7,500
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		13,452,609

令和3年度 小樽市住宅事業特別会計予算

令和3年度小樽市の住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ759,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債

の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 530,958 530,958
2 国庫支出金	1 国庫補助金	74,326 74,326
3 財産収入	1 財産運用収入	17 17
4 繰入金	1 基金繰入金 2 一般会計繰入金	27,037 3,607 23,430
5 諸収入	1 住宅敷金収入 2 雑収入	2,462 2,017 445
6 市債	1 市債	124,700 124,700
歳入	合計	759,500

歳出

款	項	金額
1 住宅事業費	1 住宅管理費	千円 485,409 485,409
2 公債費	1 公債費	273,991 273,991
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出	合計	759,500

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅整備事業費	千円 124,700	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあつた場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

令和3年度 小樽市介護保険事業特別会計予算

令和3年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,990,843千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 険 料		千円 2,651,246
	1 介 護 保 険 料	2,651,246
2 国 庫 支 出 金		3,936,132
	1 国 庫 負 担 金	2,545,740
	2 国 庫 補 助 金	1,390,392
3 支 払 基 金 交 付 金		3,893,571
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,893,571
4 道 支 出 金		2,074,825
	1 道 負 担 金	1,968,418
	2 道 補 助 金	106,407
5 財 産 収 入		385
	1 財 産 運 用 収 入	385
6 繰 入 金		2,434,484
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,434,484
7 諸 収 入		200
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 雑 入	100
歳 入 合 計		14,990,843

歳出

款	項	金額
1 総 務 費		千円 309,091
	1 総 務 管 理 費	167,553
	2 徴 収 費	13,751
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	126,271
	4 趣 旨 普 及 費	1,516
2 保 険 給 付 費		13,897,815
	1 介 護 サービス等諸費	13,307,121
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	169,036
	3 高 額 介 護 サービス等費	399,554
	4 市 町 村 特 別 給 付 費	8,095
5 そ の 他 諸 費	14,009	
3 地 域 支 援 事 業 費		738,931
	1 包 括 的 支 援 事 業 費	208,016
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	502,183
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	26,751
4 そ の 他 諸 費	1,981	
4 基 金 積 立 金		38,906
	1 基 金 積 立 金	38,906
5 諸 支 出 金		5,100
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,100
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		14,990,843

令和3年度 小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和3年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,326,007千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料	1,601,972
2 繰入金	1 一般会計繰入金	679,371
3 諸収入	1 受託事業収入 2 償還金及び還付加算金 3 延滞金、加算金及び過料 4 雑入	44,664 37,100 2,000 10 5,554
歳入	合計	2,326,007

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費	1 総務管理費 2 徴収費	98,637 91,747 6,890
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,224,870
3 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	2,000
4 予備費	1 予備費	500
歳出	合計	2,326,007

令和3年度 小樽市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	388 床
(2) 年間入院患者数	124,100 人
(3) 年間外来患者数	216,900 人
(4) 一日平均入院患者数	340 人
(5) 一日平均外来患者数	900 人
(6) 主な建設改良事業の概要	

イ 医療機器購入費 280,000 千円

ロ 小樽市立高等看護学院施設改良工事費 94,061 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	11,560,729 千円
第1項 医 業 収 益	10,791,199 千円

第2項 医 業 外 収 益	667,117 千円
第3項 附 帯 事 業 収 益	102,213 千円
第4項 特 別 利 益	200 千円

支 出

第1款 病院事業費用	12,432,215 千円
第1項 医 業 費 用	11,957,922 千円
第2項 医 業 外 費 用	361,054 千円
第3項 附 帯 事 業 費 用	107,010 千円
第4項 特 別 損 失	6,229 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額285,398千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額779千円で補填し、一時借入金284,619千円で措置するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	800,272 千円
第1項 企 業 債	374,000 千円
第2項 他 会 計 出 資 金	426,272 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,085,670 千円
第1項 建設改良費	374,061 千円
第2項 企業債償還金	690,009 千円
第3項 長期貸付金	21,600 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器 整備事業費	千円 280,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和4年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。
施設改良 整備事業費 (高等看護 学院)	94,000			2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用（給与費）及び附帯事業費用（給与費）の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。
- (2) 医業費用（材料費及び経費）の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。
- (3) 医業外費用（消費税及び地方消費税）の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 6,208,482 千円 |
| (2) 交際費 | 500 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、211,156千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,248,309千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器	MRI装置	一式

令和3年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 給水世帯数 | 61,900 世帯 |
| (2) 年間総給水量 | 14,100 千m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 38,630 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |
| イ 配水管整備事業 | |
| 事業費 | 307,131 千円 |
| 事業概要 | 市内一円配水管整備 |
| ロ 改良事業 | |
| 事業費 | 693,858 千円 |
| 事業概要 | 松倉導水トンネル改修工事 ほか |
| ハ 導・送水管整備事業 | |
| 事業費 | 139,438 千円 |
| 事業概要 | 豊倉送水管布設工事 ほか |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,796,765 千円
第1項 営業収益	2,547,811 千円
第2項 営業外収益	248,854 千円
第3項 特別利益	100 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,575,234 千円
第1項 営業費用	2,321,298 千円
第2項 営業外費用	242,836 千円
第3項 特別損失	1,100 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,230,925千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額98,621千円、減債積立金202,097千円、過年度分損益勘定留保資金930,207千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,111,156 千円
第1項 企業債	1,055,400 千円
第2項 交付金	39,300 千円
第3項 他会計補助金	456 千円
第4項 工事負担金	15,900 千円
第5項 固定資産売却代	100 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,342,081 千円
第1項 建設改良費	1,198,889 千円
第2項 企業債償還金	1,143,192 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
低区配水池造成事業費	令和4年度	千円 140,000
豊倉浄水場電気計装設備更新事業費	令和4年度	150,000
天神浄水場機械設備更新事業費	令和4年度	75,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業費	千円 1,055,400	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和4年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 551,735 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、38,765 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、35,062 千円と定める。

令和3年度 小樽市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 排水戸数 | 58,100 戸 |
| (2) 年間総排水量 | 18,000 千m ³ |
| (3) 一日平均排水量 | 49,315 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 築造工事費

事業費 1,568,549 千円

事業概要 污水管整備
 中央処理区污水管改築工事 ほか

ポンプ場設備の更新
 船浜污水中継ポンプ場
 電気設備(受変電設備)工事 ほか

処理場設備の更新等
 中央下水終末処理場汚泥処理棟
 機械設備(前処理・重力濃縮設備)工事 ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、

支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため、下水道事業債(特別措置分)8,000千円を借り入れる。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,578,434 千円
第1項 営業収益		2,007,916 千円
第2項 営業外収益		1,570,418 千円
第3項 特別利益		100 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		3,535,097 千円
第1項 営業費用		3,366,671 千円
第2項 営業外費用		162,326 千円
第3項 特別損失		1,100 千円
第4項 予備費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,086,002千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額137,147千円、減債積立金369千円、過年度分損益勘定留保資金222,328千円、当年度分損益勘定留保資金726,158千円で補填するものとする。)

収入	
第1款 資本的収入	2,248,568 千円
第1項 企業債	856,500 千円
第2項 交付金	589,300 千円
第3項 他会計出資金	357,420 千円
第4項 他会計負担金	116 千円
第5項 他会計補助金	96 千円
第6項 受益者負担金	76 千円
第7項 工事負担金	202,100 千円
第8項 貸付金償還金	242,860 千円
第9項 固定資産売却代	100 千円

支出	
第1款 資本的支出	3,334,570 千円
第1項 建設改良費	1,580,784 千円
第2項 企業債償還金	1,748,336 千円
第3項 貸付金	5,450 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費 資本費平準化債 下水道事業債 (特別措置分)	千円 731,500 60,000 73,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和4年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 215,970 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金

額は、617,570 千円である。

令和3年度 小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度産業廃棄物等処分事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	37,860 t
イ がれき類等	8,900 t
ロ 廃プラスチック類等	5,400 t
ハ 土 砂	23,560 t
(2) 一日平均埋立処分量	148 t
イ がれき類等	35 t
ロ 廃プラスチック類等	21 t
ハ 土 砂	92 t
(3) 主要な建設改良事業の概要	
イ 産業廃棄物最終処分場内整備事業	
事業費	46,860 千円
事業概要	流出防止えん堤改修工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 産業廃棄物等処分事業収益		149,820 千円
第1項 営業収益		148,275 千円
第2項 営業外収益		1,545 千円
	支 出	
第1款 産業廃棄物等処分事業費用		154,360 千円
第1項 営業費用		153,217 千円
第2項 営業外費用		143 千円
第3項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,860千円は、建設改良積立金16,860千円で補填するものとする。）。

	収 入	
第1款 資本的収入		30,000 千円
第1項 貸付金償還金		30,000 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 46,860 千円

第1項 建 設 改 良 費 46,860 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 28,289 千円

令和3年度 小樽市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 給水事業所数 | 53 社 |
| (2) 年間総給水量 | 268 千m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 733 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 改良事業

事業費 65,600 千円

事業概要 樽川配水ポンプ所自家発電設備工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 簡易水道事業収益	134,302 千円
第1項 営業収益	67,719 千円
第2項 営業外収益	66,583 千円

支出

第1款 簡易水道事業費用	144,015 千円
第1項 営業費用	135,474 千円
第2項 営業外費用	7,441 千円
第3項 特別損失	100 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額32,931千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,716千円及び当年度分損益勘定留保資金27,215千円で補填するものとする。）。

収入

第1款 資本的収入	149,630 千円
第1項 企業債	65,600 千円
第2項 道補助金	35,823 千円
第3項 他会計出資金	30,295 千円
第4項 他会計補助金	17,912 千円

支出

第1款 資本的支出	182,561 千円
第1項 建設改良費	66,484 千円

第2項 企業債償還金 62,342 千円

第3項 出 資 金 53,735 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業費	千円 65,600	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和4年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

2,073 千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、79,563千円である。